

大分県林業・木材産業改善資金事務処理要綱

制 定 平成16年3月10日

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 県は、林業・木材産業改善資金の貸付事務を円滑に処理するため林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）、大分県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年大分県規則第9号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

第 2 章 貸付対象資金

(貸付対象資金の具体的な内容に関する留意事項)

第2条 貸付けの対象となる資金は規則第5条に規定するとおりであるが、資金の具体的な内容に関する必要な留意事項は次のとおりとする。

- ア 林業・木材産業改善措置のうち林業労働にかかる労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を目的として行う林業労働にかかる安全衛生施設又は林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入を実施するのに必要な資金は、規則第5条第1項第1号の資金のみが対象となること。
- イ 規則第5条第1項第3号の資金は立木の取得そのものが林業・木材産業改善措置として実施される場合の立木の取得に必要な資金であり、高能率の林業機械や加工機械の導入に伴い必要となる立木の取得費用のようなものは含まれないこと。
- ウ 規則第5条第1項第12号の資金は、林業・木材産業改善措置の導入にかかる初度的経費に充てるのに必要なものに限られること。
- エ 本資金の対象として、土地及び建物（林業労働にかかる労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を目的として導入する休憩施設、きのこの栽培舎その他林業・木材産業改善措置の実施に必要不可欠なものを除く。）の取得費用は含まれないこと。

第 3 章 貸付資格の認定

(留意事項)

第3条 当該認定にかかる林業・木材産業改善資金資格の認定に関し必要な留意事項は、次のとおりとする。

- ア 当該認定に係る林業・木材産業改善資金の貸付けが、効率的かつ安定的な林業経営の育成と木材産業の構造改革の推進に資するものとなるよう、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第2条の2第1項の規定に基づき知事が定める林業経営基盤の強化並びに木材の

生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想又は林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月３０日付け４林政経第８９９号）第２の１の規定に基づき知事が作成する林業・木材産業循環成長対策事業構想の内容等に即したものであること。

イ 当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業（以下単に「事業」という。）が、事業の効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、原則として、林業・木材産業改善資金の貸付け後３ヶ月以内（３ヶ月以内に完了することが困難なもの（森林施業の継続した実施、研修等）については、林業・木材産業改善措置に関する計画に記載する事業完了までの期間以内）に完了すると見込まれるものであること。

ウ 当該認定に係る林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な林業・木材産業改善資金以外の資金についても、その調達及び償還の確実性が十分見込まれるものであること。

（貸付資格の認定に係る振興局の調査）

第４条 規則第３条第３項に規定する振興局長の認定についての意見は、資格認定に係る調査・意見書（第１号様式）によるものとする。振興局長は作成にあたり、必要に応じて、借受者及び連帯保証人その他関係者と面談等を実施するものとする。

２ 振興局長は、次に掲げる事項に留意して調査するものとする。

ア 貸付資格認定申請書に記載された改善措置の内容が、法令、通達等に適合しているか。

イ 貸付資格認定申請書に記載された改善措置の事業量、対象機械・施設、事業費等が適正か。

ウ 改善措置の実施により、経営の改善、労働災害の防止、林業従事者の確保が見込めるか。

エ 資金の貸付後３か月以内（３か月以内に完了することが困難なものについては、貸付資格認定申請書に記載された事業完了予定日まで）に事業が完了することが見込まれるか。

オ 県の林業振興に関する各種計画に沿った内容か。

第４章 貸付方法等

（貸付方法）

第５条 本資金の貸付金額が６００万円を超える場合は、原則として規則８条に定める転貸貸付方式によるものとし、知事は借受希望者と融資機関の調整を図るものとする。なお、転貸方式による貸付の協議が整わない場合に限り、直接貸付けによる貸付を協議するものとする。この場合の直接貸付けにおいては、原則として借受者の費用負担による公正証書での債務承認債務弁済契約を別途締結するものとする。

２ 前項の規定に基づき、公正証書を作成しようとするときは、借受者は貸付決定後、委任状（第２号様式）を知事に提出するものとする。

(貸付申請書提出期日及び約定償還期日)

第6条 直接貸付け（申請額が50万円を超えるもの）の貸付申請書の提出期日と貸付決定時期、及び約定償還期日については次のとおりとする。

	貸付申請書の提出期日	貸付決定時期	約定償還期日
第1回	6月20日	7月	8月1日
第2回	9月20日	10月	10月30日
第3回	12月20日	1月	12月20日
第4回	2月20日	3月	2月15日

ただし、週休日及び国民の祝日の場合はその翌日とする。

なお、知事が特に認めた場合は次項に準じるものとする。

- 2 申請額が50万円以下の直接貸付け及び県貸付金の貸付申請書の提出期日と貸付決定時期については随時とし、約定償還期日については、前項の直接貸付けの貸付申請書の提出期日の区分に応じて定めるものとする。

第5章 直接貸付けにおける債権保全措置

(申請者)

第7条 申請者については、下記について留意するものとする。

- ア 申請者が未成年の場合は親権者を、共同で借り受けようとする場合は、代表者の者以外の全員を連帯債務者とする。
- イ 経営の早期確立及び資金の適正管理の観点より、原則として償還は70歳までに完了することとする。ただし、連帯債務者を立てる場合であって、当該連帯債務者が70歳までに償還を完了することができるときはこの限りでない。

(連帯保証人及び担保)

第8条 直接貸付けによる借入を希望するものは、次の表に掲げる貸付金額の区分に応じ連帯保証人を定め、担保を提供しなければならない。なお、この場合の貸付金額は、借受者がそれまでに借りている改善資金の未償還分を合算した額とする。

貸付金額	連帯保証人	担保
50万円以下	1名以上	不要
50万円超 600万円以下	2名以上	不要
600万円超 1,000万円以下	2名以上	提供
1,000万円超	3名以上	提供

(連帯保証人に関する留意事項)

第9条 借受者は、次の事項に留意して連帯保証人を定めるものとする。

- ア 借受者は、原則として、個人にあってはその者と住居及び生計を同じくする親族以外から、会社にあつては構成員以外（代表者を除く）から定めるものとする。

- イ 連帯保証人は、貸付金の最終償還時の年齢が原則として70歳未満の者とする。
ただし、審査において償還の確実性が十分見込まれる場合はこの限りでない。
- ウ 連帯保証人は、債権回収の便宜上、原則として借受者と同一市町村又は近隣市町村を住所地とする者を努めて定めるものとする。
- エ 借受者と連帯保証人の相互保証は、原則として認めない。

(担保の評価方法)

第10条 規則第7条第1項による担保は原則として不動産とし、その評価は時価により算定し、算定額の70%をもって担保価格とする。ただし、時価によりがたい場合は、知事が別に定める評価方法により算定するものとする。

(連帯保証人・担保の追加)

第11条 借受者は、知事が当該借受けに係る連帯保証人若しくは担保の追加請求をしたときは、直ちにこれに応じ保証人追加届（第3号様式）又は担保追加届（第4号様式）を事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

第6章 借受者・連帯保証人・担保の変更

(借受者・連帯保証人の住所等の変更届)

第12条 借受者は、借受者若しくは連帯保証人の住所・電話番号または氏名（団体の場合においては代表者名）に変更があったときは、借受者又は連帯保証人に関する変更届（第5号様式）を事務委託機関を経由して知事に提出するものとする。

(連帯保証人・担保の変更)

第13条 借受者は、連帯保証人若しくは担保の変更の必要がある場合には、連帯保証人変更請求書（第6号様式）・担保変更請求書（第7号様式）を前条と同様に知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときはこれを受諾する。

第7章 直接貸付けによる貸付手続き

(事務委託機関)

第14条 規則第6条第2項に規定する貸付の決定の参考となるべき資料は貸付にかかる調査・意見書（第8号様式）とし、事務委託機関若しくは事務再委託機関が作成するものとする。作成にあたっては、申請者及び連帯保証人に、申請者・保証人調書（第9号様式）を提出させ、原則として面接により意思確認を行うものとする。

(市町村等の特例)

第15条 規則第6条第4項の規定による「事務委託機関を経由して提出することを要しないと認められるとき」とは、次のとおりとする。

- (1) 貸付申請者が市町村（財産区を含む。）又は地方公共団体の一部事務組合である場合
- (2) 事務委託機関が貸付申請者となる場合

（押印及び添付書類）

第15条の2 第2号様式から第7号様式までの各様式に使用する印鑑は実印又は登録印とし、当該使用した印鑑に係る印鑑証明書を添付して提出しなければならない。

第 8 章 借用証書

（借用証書の提出）

第16条 規則第6条第8項及び第8条第7項の借用証書（規則第5・11号様式）に使用する印鑑は実印若しくは登録印とし、借受者は借用証書に印鑑証明書を添付して指定された提出先に期日までに提出しなければならない。

- 2 第15条に規定する市町村等が借用書を提出する場合にあっては、直接知事に提出するものとする。
- 3 借用証書には年月日を記入しない。
- 4 借用証書には借受者、連帯債務者、連帯保証人全員の捺印を押印する。

（事務委託機関）

第17条 事務委託機関は前条の借用証書の送付を受けたときは、書類を審査のうえ資金交付予定日の10日前までに知事に提出しなければならない。

第 9 章 資金の交付

（担当課）

第18条 直接貸付けにおける借用証書を受理したときは、知事は資金交付予定日に口座振替により事務委託機関及び事務再委託機関を通じて資金交付を行うものとする。

- 2 借受者が市町村等の場合には、前項の規定にかかわらず、直接市町村等へ送金するものとする。
- 3 資金交付を完了したときは、送金した日を貸付日として借用証書にその日を記載するものとする。

（事務委託機関及び事務再委託機関）

第19条 資金の交付を受けた事務委託機関は、再委託機関及び直接支払う借受者に知事の交付月日と同日（やむを得ない場合は、翌営業日）に口座振替により送金するものとする。

- 2 事務再委託機関は事務委託機関の振替月日と同日（やむを得ない場合は翌営業日）に借受者に資金交付をするものとする。

(資金交付状況報告書)

第20条 資金の交付を終了した事務再委託機関は、資金交付状況報告書（第10号様式）を資金交付終了後7日以内に事務委託機関に提出しなければならない。

2 事務委託機関は、資金交付状況報告書を取りまとめ資金交付終了後10日以内に知事に提出しなければならない。

(預金口座)

第21条 事務委託機関及び事務再委託機関は、本資金の経理を適切に処理するため、大分県指定金融機関株式会社大分銀行（以下「指定金融機関」という。）に「大分県林業・木材産業改善資金事務受託者〇〇組合又は〇〇連合会」名義の普通預金口座を設けなければならない。

第 10 章 貸付決定の取消、貸付辞退

(貸付決定の取消し)

第22条 知事は、貸付けの決定を受けた者が、借用証書の提出期日を経過してなお長期にわたって提出しないときは、当該貸付決定を取り消すものとし、この旨当該申請者並びに振興局長及び事務委託機関に通知するものとする。

(貸付辞退)

第23条 貸付けの決定を受けた者で資金の交付を受ける前に貸付けを辞退しようとするときは、直ちに林業・木材産業改善資金辞退届（第11号様式）を貸付申請手続に準じて知事に提出しなければならない。

第 11 章 事業の実施

(事業の着工)

第24条 事業の着工は、原則として貸付金の交付を受けてから行うものとする。やむを得ず貸付金の交付前に事業を実施する場合は、貸付決定通知を受けてから実施するものとし、この場合は林業・木材産業改善資金交付前着工届（第12号様式）を知事に提出するものとする。なお、「事業の着工」とは実際に工事等を行うこと、すなわち、機械等の設置にあつては当該機械の据付けを、購入にあつてはその搬入を、施設等の工事にあつては当該工事の開始をいい、契約行為（自己資金にかかる手付金等の支払を含む。）は、事業の着工に該当しない。

(事業の完了及び事業期間の延長)

第25条 事業の完了は、貸付対象の事業が完了し、又は貸付対象施設の設置、取得が完了し、かつその事業費を全て支払ったことをさすものとする。なお、事業の完了がその予定期間内に完了することが著しく困難になったときは、事業計画延長承認申請書（第13号様式）を提出するものとする。

(事業費の支払)

第26条 借受者における事業費の支払いは、原則として銀行振込とする。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り現金、小切手、手形等で支払うことができるものとする。

なお、手形の場合、手形決済日＝支払日となるので留意すること。

(証拠書類の保管及び購入機械等の処分の制限)

第27条 借受者は事業費の支払の内容や使用状況等が明らかとなる証拠書類を、貸付金の償還が完了するまで保管しなければならない。なお、貸付金の償還が完了するまでは、資金により購入した機械、施設等の目的外使用、無断貸出、無断処分等は認めないものとする。

第 12 章 事業実施報告及び確認調査

(事業実施報告)

第28条 規則第10条第1項に規定する事業実施報告書（規則第13号様式）には事業費支払の証拠書類の写し及び必要書類を添付するものとする。なお、直接貸付けについては事務委託機関を経由して振興局長に提出するものとする。

(確認調査)

第29条 直接貸付けについては振興局長が、転貸貸付けについてはその融資機関が事業実施報告書及び必要関係書類を確認し、さらに事業が貸付申請のとおり実施され、事業費が確実に支払われたかについて実地調査を行い、その結果を事業実施報告書に記入するものとする。

- 2 融資機関は、規則第10条第2項に規定する県貸付金事業実施報告書（規則第14号様式）及び事業実施報告書を管轄する振興局長に送付するものとし、振興局長はその内容を審査し、必要に応じて実地調査を行うものとする。
- 3 振興局長は、事業実施報告書及び県貸付金事業実施報告書に貸付確認チェックリスト（第14号様式）を添付して知事に送付するものとする。
- 4 振興局長は、同条第1項及び第2項の調査の結果、期限前償還（一部償還を含む。）の必要があると認めた場合には、遅滞なく知事に借受者調査報告書（第15号様式）を提出しなければならない。

第 13 章 直接貸付けの貸付金等の償還

(担当課)

第30条 借用証書に定めた償還方法に基づき、支払期日に償還金を納入させるため、納入通知書を事務委託機関を経由して借受者に送付するものとする。

- 2 前項の場合において、借受者が市町村等である場合には直接市町村等に送付するものとする。

(借受者)

第31条 納入通知書の送付を受けた借受者は、その納入期限までに償還金を口座振替により事務再委託機関（事務再委託機関を経由していない者は事務委託機関）の預金口座に振込むとともに、納入通知書を提出しなければならない。

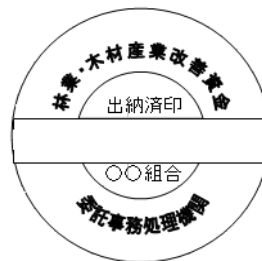
2 借受者が市町村等の場合には、前項の規定にかかわらず直接指定金融機関に納入するものとする。

(委託事務処理機関印及び出納済印)

第32条 事務委託機関は、出納事務取扱のために次に定める委託事務処理機関印及び出納済印を備え付け、これを使用しなければならない。

(1) 委託事務処理機関印・・・ 組合長印又は連合会長印

(2) 出納済印・・・・・・・・ 直径3センチメートルの円形で次のとおりとする。



(事務再委託機関)

第33条 償還金の出納及び納入通知書の提出を受けたときは、金額を確認のうえ、納入通知書に出納済印を押印し、領収書を借受者に交付しなければならない。

2 事務再委託機関は、償還金を口座振替により即日（やむを得ない場合は、翌営業日）事務委託機関に送金するとともに、収納済通知票（事務委託機関用、命令機関用）の当日分を取りまとめ償還金日計表（第16号様式）を添付して即日事務委託機関に送付しなければならない。

(事務委託機関)

第34条 事務委託機関は、送付のあった償還金日計表及び出納通知票を確認のうえ、償還金の合計額を現金払込票（会計規則第16号様式（その2））により、即日（やむを得ない場合は翌営業日）指定金融機関に納入しなければならない。

2 償還金の納入を完了したときは、出納済通知票（命令機関用）を3日以内に知事に提出しなければならない。

(委託徴収金報告書)

第35条 事務委託機関は、毎月委託徴収金報告書（会計規則第17号様式）を作成し、翌月の5日までに県庁担当課に報告しなければならない。

(現金納付による特例)

第36条 事務委託機関は、やむを得ない理由により借受者から現金により納入した場合は、第31条第1項及び第33条第1項、第2項に準じて処理しなければならない。

第 14 章 融資機関に対する県貸付金等の償還

(担当課)

第 37 条 借用証書に定めた償還方法に基づき、支払期日に償還金を納入させるため納入通知書を融資機関に送付するものとする。

(融資機関)

第 38 条 納入通知書の送付を受けた融資機関は、その納入期限までに県に納入しなければならない。

2 融資機関が借受者から違約金を徴収する場合は、違約金徴収報告書（第 17 号様式）を県に提出し、県の発行する納入通知書により速やかに納入しなければならない。

第 15 章 支払猶予

(証明書)

第 39 条 規則第 15 条第 1 項に定める支払猶予申請書に添付する知事が指定する証明書とは次の者が発行する証明書とする。

天災による災害		市町村長
盗	難	警察署長
火	災	市町村長
死	亡	〃
疾	病	医 師
負	傷	〃

(市町村等に対する支払猶予の決定の通知)

第 40 条 規則第 15 条の規定により市町村等に対する支払猶予の決定の通知は、規則第 6 条第 7 項の規定を準用する。

第 16 章 委託業務に係る報告

(延滞状況報告書)

第 41 条 事務再委託機関は、償還金が償還期限 30 日を経過して、なお、償還されないときは、その理由を借受者ごとに調査し、その結果を延滞状況報告書（第 18 号様式）により、10 日以内に事務委託機関に報告するものとし、事務委託機関は、これを取りまとめ償還期限経過後 50 日以内に知事に提出しなければならない。なお、事務再委託機関を経由していない場合は事務委託機関がこれを行うものとする。

(貸付条件変更報告書)

第 42 条 事務委託機関は、貸付金の保全上保証人及び担保の追加若しくは変更の必要があるとき又は貸付金の期限前償還（一部償還を含む。）の必要があると認めるときは、林業・木材産業改善資金貸付条件変更報告書（第 19 号様式）により、速やかに知事に提出しなければならない。

第 17 章 委託手数料等の請求

(委託手数料)

第43条 林業・木材産業改善資金事務委託契約書（以下「委託契約書」という。）第6条第1項の規定に基づく委託手数料の請求は、委託手数料請求書（第20号様式）により、翌年度の4月10日までに請求するものとする。

(延滞取立奨励金)

第44条 委託契約書第6条第2項の規定に基づく延滞取立奨励金の請求は、延滞取立奨励金請求書（第21号様式）により請求するものとする。

(過怠金)

第45条 委託契約書第6条第4項の規定に基づく過怠金の請求は、過怠金請求書（第22号様式）により請求するものとする。

第 18 章 納入遅延の報告

(遅延損害金)

第46条 委託契約書第10条第1項に規定する遅延損害金については、納入遅延報告書（第23号様式）により、翌月の10日までに知事に提出しなければならない。

第 19 章 融資機関の事務手数料の請求

(事務手数料)

第47条 林業・木材産業改善資金事務貸付金借用証書第12条第1項の規定に基づく事務手数料の請求は、事務手数料請求書（第24号様式）により、翌年度の4月10日までに知事に請求するものとする。

第 20 章 備付帳簿及び書類の保存

(林業・木材産業改善資金管理簿)

第48条 事務委託機関は、貸付者ごとに林業・木材産業改善資金管理簿（第25号様式）を備え付け、貸付け、償還のつど記帳しなければならない。

(書類の保存)

第49条 事務委託機関及び事務再委託機関は、次に掲げるとおり書類を保存しておかなければならない。また、融資機関についてもこれに準じた取り扱いとし、資金に関する書類を保存するものとする。

保 存 書 類	保 存 期 間
林業・木材産業改善資金管理簿	貸付金の償還完了後 5年
出 納 済 通 知 票	5年
現 金 払 込 領 収 書	5年

振込金領収書 (指定金融機関所定の用紙)	5年
-------------------------	----

- 附 則 この要綱の一部改正は、平成17年4月1日から適用する。
- 附 則 この要綱の一部改正は、平成18年4月1日から適用する。
- 附 則 この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から適用する。
- 附 則 この要綱の一部改正は、平成29年8月4日から適用する。
- 附 則 この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から適用する。
- 附 則 この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から適用する。
- 附 則 この要綱の一部改正は、令和8年4月1日から適用する。